# 平成27年度 第2次定期監査実施報告書

#### 1. 監査の期間

平成28年1月12日(火)~平成28年3月18日(金)

# 2. 監査の対象及び説明聴取月日

行政改革推進室		2月	16日
企画部	企画経営室	2月	16日
	職員課	2月	17日
	国体推進室		
総務部	防災推進室	2月	17日
	財政課		
市民生活部	環境美化センター	2月	17日
健康福祉部	介護保険課	2月	18日
	健康課	2月	17日
建設部	建築住宅課	2月	18日
教育委員会	社会教育課	2月	17日
	文化スポーツ室	2月	18日

#### 3. 監査の方法

平成27年12月末現在の財務に関する事務及び事業の管理について、法令・規 則等に適合し、かつ経済性を考慮し、効率的、有効的に執行されているか、関 係書類を審査した上、担当職員から説明を聴取して監査を実施した。

## 4. 監査の結果

業務の執行は、全般的に法令・規則に準拠して、概ね適正に処理されている ものと認められた。ただし、業務の執行及び事務処理の中で改善及び検討すべ き事項については、その旨指摘した。

また、第1次定期監査対象の一部の課において、その後改善すべき事項が判明したため、追加指摘とした。

なお、第2次定期監査における監査結果の概況は、以下のとおりである。

# 指摘事項

#### 企画経営室

1. 国際交流事業として、現在、本市は国際親善協会に対して、小・中学生、高校生を中心に「英語スピーチコンテスト」の開催など、国際感覚豊かな人材育成等の活動に係る補助金を支出している。

上記に関連して、国際化など時代の流れに応えるべく、自己啓発により語学研修などに取り組み、スキル向上を図ろうとする意欲的な職員に対し、資格取得等に係る費用の補助を検討してはどうか。

2. まちづくり推進事業における、「転入夫婦新築住宅取得補助金(平成24~26年度は新婚世帯住宅取得補助金)」や「ご成婚補助金」については、補助対象や内容、またPRについても、種々検討し見直しを図りながら取り組まれているところであるが、引き続きアンケートやヒアリング調査により効果・検証を踏まえた上で、事業の継続や内容の見直し等を検討されたい。

なお、魅力ある特徴的な市として特化するためには、福祉・教育施策による移住 の促進についても検討されたい。

【参考: 平成24年4月~28年1月末累積交付実績「住宅取得補助金(転入夫婦、新婚世帯併せて)」200件93,100千円、「ご成婚補助金」6件700千円】

# 職員課

1. 臨時的任用職員等については、平成27年4月1日現在(普通会計ベース)、嘱託職員は153人、臨時職員は168人である(パート保育士、学校非常勤講師等は除く)。

今後、再任用職員の任用年数が延び、人数増も予測される現状から、正規職員と同じ課内で雇用することは組織の活性化に繋がるのか疑問である。こうしたことを踏まえ、今後の再任用職員の雇用のあり方について、検討していく必要があるのではないか。

#### 防災推進室

1. 緊急地震速報機器及び募金用自動販売機に係る販売手数料及び、同販売機の電気料負担金については、当初予算にそれぞれ措置されているものの、調定は1月の計上となっている。契約書には「受託者が1か月毎に委託者に報告する」と記載されているものの、「負担金の支払時期」についての条項はなく、調定の時期が遅くなっている。今後は契約書に「支払に関する条項」を明記され、適正な事務処理に努められたい。

#### 環境美化センター

1. 現行の収集業務については、11 月の政策調整会議において「ステーション化実施」

及び「可燃ごみ週一回化の完全実施」が決定されたことからも、直営収集業務の委託化を含め、収集体制の全般的な見直しを図られたい。

### 介護保険課

1. 介護保険料督促手数料の徴収業務は、本市事務分掌条例施行規則において納税課が所管課に規定されており、調定事務についても同課で事務処理を行っている。

平成 27 年度は担当者が代わったことにより、督促手数料収入の調定事務を 4 月から 9 月まで失念していた。

今後はこのようなことがないよう、事務引継ぎの際は特に留意されたい。

# 健康課

- 1. 本市の成人保健事業検診委託料は増加しているものの、その効果として「がん検 診受診率」は向上し、全国平均、県平均を上回っている。このことは、長期的に見 ると、将来の医療費増大を抑制する効果があると考えるため、各種健診を積極的に 推進されたい。
- 2. 委託料については、工事請負費の類であり、前後の支払を問わず、履行確認が必要である。したがって、各種委託契約書には「実績報告の提出」及び「実績報告の内容を審査し、(略)支払わなければならない」等、履行確認を行う旨の条項を記載すべきである。

#### 建築住宅課

- 1. 公営住宅使用料の3か月以上の滞納者のうち完済件数が7件増えたこと等により、滞納件数は前年同月(12月)比25件減少している。これは、担当課における回収取組の成果である。引き続き徴収率の向上及び、分割納付履行に向けて取組まれたい。
- 2. 同使用料における、退去滞納者 62 件のうち、時効期間の経過した 38 件 10,922,830 円については本年度に制定された債権管理条例に基づき債権放棄を行うものである。その内 26 件は、退去後 10 年以上経過しているもので、その多くは過去において回収努力が十分なされていなかったと思われる。その結果、5 年の時効期間が経過し、債権放棄することになったものである。

今後はこうしたことがないよう、措置マニュアルに沿って督促状及び催告書の発送、臨戸訪問等、回収努力を行うこと、また債務者及び連帯保証人への対応は、債権管理簿に交渉記録を記載するなど、適切な債権管理に努められたい。

# 社会教育課

1.「郷土の森学習体験棟の管理運営委託」については、1年間の管理運営に係る委託料(年間契約額)を年度当初に一括で支払っているが、委託料の性質、財政状況か

ら鑑み、一括払ではなく原則として分割払いにより対処されたい。

「子ども冒険村事業委託」については、短期間に行う事業であるため一括払が必要であれば、決裁文書に支払根拠を明記され、対応されたい。

「土曜日等子ども教室推進事業」、「放課後子ども教室推進事業」等、委託料の支 出事務については、各課共通指摘事項のとおり。

2. 平成 25 年度第 1 次定期監査で指摘をした「本市の各児童館の今後のあり方」については「平成 27 年度策定予定の公共施設マネジメント計画策定を待って検討していく」との回答(平成 26 年 6 月)であったが、個々の事案については、平成 28 年度に策定される「公共施設等総合管理計画(個別方針編)」の中で定められることとなっている。いずれにしても、耐震化の問題や地元区の意向も視野にいれ、市としての方向性を明確にすべきである。

#### 文化スポーツ室

1. 市民が学校施設(体育館等)を使用する際には、まず、使用する学校で学校長の 許可を得た上で、その申請書を教育委員会文化スポーツ室に持参し、使用許可証及 び納付書の交付を受けるという事務手続きの流れになっている。

これは、市民サービスの観点から見れば、利用しやすい手続きとは言えない。利用団体が少しずつ減っている現状からも、ワンストップの手続きとなるよう見直しを図られ、市民サービス向上に取り組まれたい。

また、定期的に利用している団体のうち1団体が、使用料の納付が毎年遅れがちである。過去にも再三、口頭で督促をして年度内には納付されているものの、多額の未収金が発生する恐れがあるため、厳しく対処されたい。

さらに、この使用料収入については、1か月ごとに、前月の入金分を事後調定で 計上しているため、実際に未収金があった場合でも、会計上は調定金額と収入金 額に差が出ず、完納状態となっている。今後は、会計事務規則第17条に沿った適 正な会計事務処理を行われたい。

2. 橋本市史については、2月17日現在の在庫が2,490冊であり、本年度(4~12月)の販売冊数から試算すると、完売までに約130年かかる。

財政健全化の観点からも、少しでも販売収入を得るために、ホームページへの 掲載や、図書館等での販売を検討するなど対策を講じられたい。

- 3. 県立体育館設備管理業務については、前契約業者の契約不履行により、年度途中で契約を解除した。その後、現契約業者と特命随意契約を行っているが、その必然性が見当たらない。今後は、競争性を担保するよう、地方自治法施行令第167条の2及び、本市契約事務規則第25条に基づき契約事務を行われたい。
- 4.「橋本市スポーツ少年団本部」「橋本市体育協会」について、所在地は文化スポーツ室内になっており、行政財産を使用していることから、今後は、公有財産規則第 13条の規定に基づき、使用許可及び使用料免除の手続きをとられたい。

5. 委託料の支出事務については、各課共通指摘事項のとおり

### 各課共通指摘事項

委託料については、契約相手方の履行確認後、支払うことが原則であり、いわば工事請負費の類である。したがって、先払いする「前金払」及び「概算払」は、この支出の例外的なものであることから、契約伺いの決裁文書には上記支出方法の別を明記されたい。

特に「概算払」については、市の規則で定めていなければ支出できない(地方自治 法施行令第162条第6号)と謳われており、このことをふまえ、会計事務規則を改正(平 成27年4月1日施行)した経緯があることから、「概算払」のうち、同規則第71条第 12号の規定に該当するものは、必ず市長決裁を得られたい。

また、委託料の性質、財政状況から鑑み、一括払ではなく、原則として分割払により対処されたい。

なお、補助金における概算払についても同様の措置を心がけられたい。

# 平成 27 年度第 1 次定期監査の後 判明した事項 市民生活環境課

# 墓園事業特別会計について

墓園事業特別会計における未収金については、第1次定期監査で指摘のとおりであるが、その他の事項についても改善が必要な事例が見受けられたため、以下のとおり、追加指摘するものである。

- 1. 墓園基金について、平成27年5月末現在の残高は142百万円である。この基金の財源は、主に永代使用料と墓地管理料であるが、毎年度の積立の現状は、墓園事業の収支残高に基金利子を併せて積立をしているもので、明確な内訳はない。今後は、基金台帳で積立額の内訳を区分し、適正な財産管理をされたい。また、墓地管理料については、管理費用に見合う管理料収入になっているか検証されたい。
- 2. 墓園事業特別会計においては、職員人件費が計上されておらず、すべて一般会計 が負担している現状である。実際に墓園管理に係る事務量を考慮すると、すべて一 般会計が負担するのは妥当ではない。

本市の財政状況を鑑みても、今後は、墓園管理に係る職員人件費は特別会計において予算計上し、支出するべきではないか。

#### 農林振興課

### 農業構造改善センターの利用状況について

1. 当該センターは、主に地元の団体が農作物の加工作業などに利用しており、農業構造改善センター設置及び管理条例 第4条「利用の許可」は得ているものの、同

条例施行規則第3条「休館日」にも使っている。これは規則に則しておらず、実際 に休館日の利用が必要であるなら、現状に合うよう規則の改正を図られたい。

2. 当該センターにおける、光熱水費の市の支出額は 656 千円、内電気料は 400 千円 となっている (平成 26 年度決算)。

当該センターは利用料の規定がないため利用者の自己負担はなく、市は利用者から、ガス代相当分のみを歳入として受入れ、電気・水道料は受入していない。利用団体は、主に地元団体であり営利企業ではないが、同センターで作った加工品を販売していることからも、光熱水費については利用者に負担を求めるべきではないか。